

お知らせ

市県民税・所得税申告相談のお知らせ

令和5年度市県民税申告・令和4年分所得税確定申告の時期が近づきました。
市相談会場での申告相談は、市県民税が令和5年2月15日(水)、所得税(国税)が2月16日(木)から始まります。申告相談の日時・会場は、日割表(P4-5)のとおりとなります。

【支所での申告受付期間の短縮のご案内】

支所業務の見直しにより、本年度から支所での申告受付期間が短縮となります。また、各会場での受入人数に定員を設けます。定員に達した場合、受付締切時刻が早まる場合があります。

【e-Taxの積極的な利用のお願い】

確定申告を行う場合は、ご自宅等から申告が行える国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」(https://www.keisan.nta.go.jp)を利用したe-Taxでの申告が便利です。また、「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、郵送する方法でもできます。
新型コロナウイルス感染防止や会場の混雑防止のため、e-Taxの積極的な利用にご協力をお願いします。

国税庁 確定申告書等作成コーナーへ →



【新型コロナウイルス感染症への対策】

- 新型コロナウイルス等による感染症予防のため、以下の取り組みにご協力をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。未着用の方の相談はお断りさせていただきます。
- アルコール消毒液にて手指の消毒をお願いします。
- 受付で体温測定を行います。37.5度以上の熱のある方の相談はお断りさせていただきます。
- なお、体調不良、せき等の症状のある方は来庁をご遠慮ください。
- その他入場人数の制限、消毒、換気、アクリルボード設置による飛まつ対策などを実施します。

【市役所本庁での受付時のご注意】

- 申告相談の順番受付は、朝8:00からとなります。庁舎北側玄関前でお待ちください。
- 早朝、夜間のご来場は、近隣の方の迷惑となりますのでご遠慮ください。
- 順番のまとめ取り、電話等での事前予約はできません。
- 受付票に必要事項を記入し、番号札と引き換えることで順番受付となります。
- 受付票に記載いただいた内容により、申告相談の順番が前後する場合があります。
- 受付人数が定員に達した場合、受付締切時刻が早まる場合があります。
- 午前中は混雑する傾向があります。午前中に受付しても、相談の順番が午後になる場合があります。
- 税務徴収課以外の者が作成した番号札や受付簿等はすべて無効です。

【休日相談のご案内】

- ・給与所得者で、平日の来庁が困難な方を対象に、令和5年3月5日(日)に申告相談を行います。
 - ・太田税務署においても休日の申告相談(2/19、2/26)を予定しています。
- ※太田税務署での申告には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

【申告の際の注意点】

- ・以下の申告は市では受けることができません。太田税務署でご相談ください。
 - ①初年度の住宅借入金等特別控除 ②株式譲渡 ③不動産譲渡(公共買収を除く)
 - ④先物取引 ⑤青色申告 ⑥その他特殊なもの
- ・昨年度に市県民税申告をされた方には、1月末ごろに市県民税申告書を送付します。このほか税務署から申告のお知らせハガキ等の書類が届いている方は、必ず申告相談にお持ちください。
- ・申告相談会場は大変混雑します。皆様の待ち時間を少なくするために、農業や営業等の所得のある方は、「収支内訳書」を作成してお持ちください。医療費控除を受ける方は、人ごと病院等ごとに集計した「医療費控除の明細書」を作成してお持ちください。収支内訳書、明細書を作成されていない場合、申告の順番が後になる場合や、作成後改めて申告に来ていただく場合があります。また、申告内容の分かる方が会場にお越しください。

【必要となる主な書類】

必要書類	対象・区分	必要書類の内容
前年の収入がわかる書類	給与収入のある方	令和4年分源泉徴収票
	年金収入のある方	
	農業、営業、不動産等を営む方	収支内訳書、帳簿等
控除に関する書類	医療費控除を受けたい方	医療費控除の明細書
	保険料控除を受けたい方	各保険の控除証明書、領収証
	その他の控除を受けたい方	内容が証明できる書類
個人番号確認書類	申告する方	マイナンバーカード
本人確認書類	申告する方	運転免許証など
税務署からのお知らせハガキ	ハガキが届いている方	確定申告の案内ハガキ

※収支内訳書、医療費控除の明細書は、事前に作成するようお願いします。会場が混み合うため職員は集計作業を代行しません。

※申告相談期間前半は混雑する傾向があります。
※申告相談期間中は、担当職員の多くが会場に詰めることになるため、税務徴収課への電話はつながりにくくなります。ご理解・ご協力をお願いします。
※今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、対応が変更になる可能性があります。

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線232
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2111 美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111 御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111